

1 介護保険について

(1) 介護保険について



介護保険ってなに?

- ◎ 介護保険制度は、介護が必要になっても、安心して自分らしく暮らせるよう、介護が必要な人を社会のみんなで支えあう制度として、平成12年4月にスタートしました。
- ◎ **40歳以上**の人が加入して保険料を支払い、介護が必要なときは、保険を利用してサービス費用の1割～3割の負担で、介護（予防）サービスが受けられます。



介護保険の目的は?

介護保険法第1条では、介護等が必要な人の尊厳を保持し、能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを基本理念としています。

同法第4条では、自ら要介護状態となることを予防するため、健康の保持増進に努めること等が定められています。

また、国民共通の課題を社会全体で解決していく制度であることから、共同連帯の理念にもとづき、国民が費用を公平に負担することになっています。

みんなで公平に、介護が必要な人を支え合うことが大切なんだね。



介護保険は任意加入ではないの?

介護保険は、40歳以上の人全員加入するものです。そのため、例えば民間保険のように、60代と70代では70代の方が介護を受ける可能性が高いから保険料も高いというわけではなく、負担能力に応じて保険料を納めていただく仕組みとなっています。

また、任意加入の場合、サービスに必要な費用は加入者の負担となりますが、介護保険ではサービス利用時の1～3割の利用者負担を除き、サービスにかかる費用の半分を公費（税金）、もう半分をみなさんに納めていただく保険料で負担することになっています。



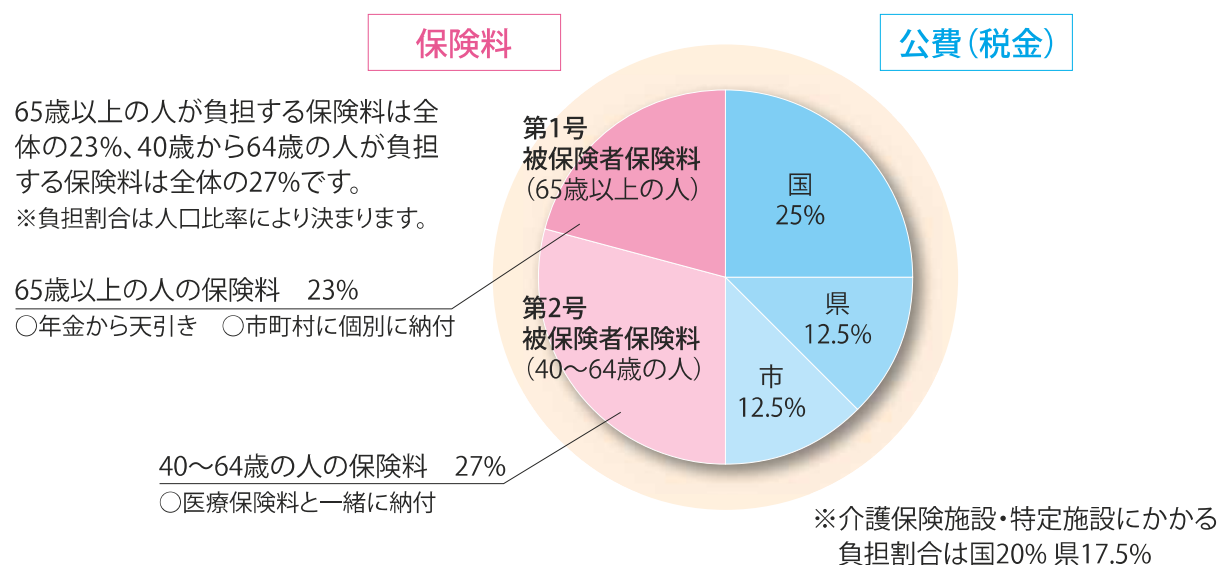
介護が必要になったとき、どんなメリットがあるの?

「私は介護保険の世話にはならない」と思っている、介護の必要は突然やってきます。このような時、介護保険を利用すると、介護に必要なさまざまな公的介護サービスを、少ない負担で受け取ることができます。



介護保険の費用の負担

介護(予防)サービスに必要な費用は、利用者の1割～3割の負担を除いて、保険料50%と、公費(税金)50%でまかなわれています。



(2) 介護保険の被保険者

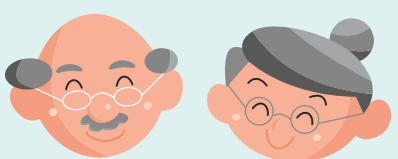
介護保険の被保険者は年齢によって2つに分かれます。

介護保険は40歳以上の人
が加入します。
北九州市が保険者です。



65歳以上の 人

第1号被保険者



保険料は
所得などに応じて決定されます。(P5参照)

介護サービスを利用できる人
介護や支援が必要であるという「認定」を受けた場合に、介護(予防)サービスを利用することができます。

40歳から64歳まで の人 (医療保険加入者)

第2号被保険者



保険料は
加入している医療保険の算定方法に基づいて決定されます。

介護サービスを利用できる人
介護保険の対象となる**16種類の病気**(特定疾病※P3参照)が原因で、介護や支援が必要であるという「認定」を受けた場合に、介護(予防)サービスを利用することができます。



主に老化が原因とされる16種類の病気

特定疾病

- ①がん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る)
- ②関節リウマチ
- ③筋萎縮性側索硬化症
- ④後縦靭帯骨化症
- ⑤骨折を伴う骨粗鬆症
- ⑥初老期における認知症
- ⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症
及びパーキンソン病
- ⑧脊髄小脳変性症
- ⑨脊柱管狭窄症
- ⑩早老症
- ⑪多系統萎縮症
- ⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症
及び糖尿病性網膜症
- ⑬脳血管疾患
- ⑭閉塞性動脈硬化症
- ⑮慢性閉塞性肺疾患
- ⑯両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

※要介護状態等の原因である身体上または精神上的の障害が上記16種類の疾病によることが要件となります。

65歳未満でも
介護サービスが
受けられることが
あるのね。



(3) 介護保険の被保険者証

65歳以上の人には被保険者証(保険証)が交付されます。



65歳になったから
届いたわ～!

65歳になった月(65歳の誕生日の前日の属する月)の翌月に郵送します。要介護認定の申請や介護(予防)サービスを利用する際に必要となりますので、大切に保管してください。

※住所・氏名等に変更があった場合は、14日以内にお住まいの区の区役所保健福祉課介護保険担当へ届出をしてください。

■見本

介護保険被保険者証	
番号	
被保険者	
住所	
氏名	
生年月日	性別
交付年月日	
保険者番号並びに保険者の名称及び印	北九州市

※40～64歳の方は、ご希望があったとき(要支援・要介護の認定を受けた時を含む)にお渡しします。